



2022 年度ソーシャルジャスティス活動助成金申請ガイド

1. 趣旨

ウェスレー財団の設立目的である「キリストの博愛の精神に基づき、国際相互理解を深め、教育を通して国民の心身の健全な発達に寄与し、社会福祉の増進に寄与する」ため、助成金事業を行います。

2. 助成対象・助成期間

下記のいずれかの目的に該当する活動で、2022年4月1日～2023年3月31日に実施される事業を助成対象とします。

- ① 児童または青少年の健全な育成
- ② 社会福祉を増進する活動
- ③ 国際相互理解の促進
- ④ 社会的弱者に対する活動
- ⑤ 女性のエンパワメントに対する活動
- ⑥ 地域コミュニティの活性化

3. 申請条件

- 日本国内に事務所を置き、2. 助成対象①～⑥の助成対象分野において活動する団体（学校を含みます。法人格の有無は問いませんが、すでに助成対象分野において1年以上の活動実績があること）
- 日本国内外で実施し、活動の成果を日本国内に還元できる活動
- 特定の宗教や教派の布教活動や特定の政治団体の理念に立脚した活動でないこと
- 営利を目的とする、またはその結果が直接営利に結びつく活動でないこと
- 反社会的な勢力とは一切関わりがないこと

4. 助成金額・助成対象となる経費

1件の事業につき100万円を上限とし、助成金額は事業全体にかかる経費の80%までとします。助成金は活動に直接かかわる経費が対象となります。

助成の対象となる経費は、下表の通りです。

助成費目	内容
諸謝金	講師や通訳などの外部専門家（協力者）への謝金
旅費交通費	事業を実施するために必要な旅費交通費 ただし、海外から日本へ個人や団体を招聘する場合、現地から日本までの往復交通費（飛行機代等）は対象外
消耗什器備品費	事業に直接必要な機材や備品等の購入費
印刷製本費	ポスター、パンフレット、プログラム、資料などのコピー費や印刷費
通信運搬費	郵送料、宅配便など
会議費	会場借用料、会場設営費
雑費	少額で上記経費項目に含めることができない諸経費

* 申請団体と雇用関係にある人の人件費や通勤費等は申請できません。

* 報告時に支出の内容を確認するため、助成金を含めた事業全体の経費について領収書の写し等、証憑書類の添付が必要となります。

5. 申請方法 *原則としてメール添付で提出

<p>申請受付期間</p> <p>2021年11月1日～2021年12月1日の17時まで</p> <p>提出書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請書 ・ 団体の規約、役員名簿、会計報告、事業報告等 ・ 企画の概要、見積書等 <p>提出先</p> <p>grant@wesley.or.jp ウェスレー財団 生原宛にお送りください。</p>	}	あれば添付
--	---	-------

① ウェスレー財団 HP より申請書類をダウンロードし、固有名詞など必要なところ以外は日本語で作成してください。

② 申請書類を当財団にメール添付で提出してください。

*事情によりメール添付での提出が不可能な場合は下記宛先に郵送で提出してください。

なお、郵送書類の受付も12月1日の17時までとします。

〒107-0062 東京都港区南青山 6-10-11 ウェスレーセンター301

ウェスレー財団 助成金事業係

- ③ 申請書類の返却はいたしかねますのでご了承ください。

6. 選考について

選考と結果の通知

選考は、当財団の公益活動助成金選考委員会にて行います。選考過程では必要に応じて追加資料の請求や当財団による申請者へのヒアリングを実施する場合があります。選考結果は、申請者にメールで個別に連絡します。

審査基準

- 応募する団体が 3. 申請条件 (p.1 参照) を満たしているか
- 事業内容が 2. 助成対象①～⑥ (p.1 参照) に合致し、事業の目的が明確であるか
- 事業実施の計画性・実現可能性
- 事業が社会へ及ぼす影響、インパクト
- 事業の継続性・発展性

7. 申請～助成金交付までのスケジュール

申請	・2021年11月1日～12月1日(17時まで)
交付決定	・2022年1月末までに採否をメールで連絡
実施	・2022年4月1日～2023年3月31日
報告	・事業を終了した月の翌月末までに報告書の提出 (2023年3月終了の事業は2023年4月5日までに提出)
送金	・報告内容を当財団が承認後、2週間以内に送金

8. 報告書の提出について

助成金を受けた事業は、事業を終了した月の翌月末まで(3月終了の事業は4月5日まで)に、所定の用紙で下記を提出してください。

- ① 実施報告書(固有名詞など必要な所以外は日本語で作成する)
- ② 事業全体の支出に関する証憑書類(コピー可)
- ③ 開催要項、記録写真、案内チラシ、プログラムなどの参考資料

* 報告内容や写真を当財団のHP、Facebookに掲載させていただくことをお願いする場合があります。

9. 助成金の交付手順・取消し・減額について

- ① 助成金額は、選考時に申請に基づき査定し暫定的に決定します。そのため申請金額と同額にならない場合があります。助成金は、原則として事業完了後に報告書に基づき交付します。ただし、特別な事情がある場合には、相談の上交付時期を決定します。
- ② 助成を決定した事業でも、下記の場合には決定を取消します。
 - ・当財団の承認を得ない事業への変更及び中止
 - ・申請の内容に虚偽が認められる場合
 - ・助成金を目的以外に使用したことが認められる場合
 - ・その他、当財団が不相当と認めたとき
- ③ 最終的な助成金額は、事業完了後に提出される収支報告書に基づき決定します。不相当と認められる支出に関しては、暫定的な助成決定額から減額することがあります。

10. その他注意事項

- ① 事業の内容、及び予算（費目の追加・変更等）を変更しようとするときには、あらかじめ当財団の承認を受ける必要があります。
- ② 事業を実施する際は、広報宣伝物（チラシやポスター、ウェブサイト、SNS など）、配布物（プログラム、参加者募集、資料、後日作成の報告書など）などにウェスレー財団の名称およびロゴマークとともに、当財団の助成事業であることを明記してください。また、報告書に各 1 部を添付してください。
- ③ 助成を決定した事業は、当財団 HP にて公表します。
- ④ 助成金の交付は、1 年度につき 1 回限りとします。
- ⑤ 過去に当財団のいずれかの助成金を受けた団体の申請は可能ですが、より多くの団体に助成の機会を提供するため、審査において優先度が低くなる場合があることをあらかじめご了承ください。

お問い合わせ先

下記メールアドレスまでお問い合わせください。

grant@wesley.or.jp 担当者：生原（はいばら）

* 採否の理由に関するお問い合わせについては回答いたしかねますので、あらかじめご了承ください。

以上